

オートチェッカをご利用中のすべての方へ

# 新計量法ガイド

Ver.02

取引または証明に使用されているオートチェッカ  
(自動重量選別機)は今後検定の受検が必要です。



2024年4月検定義務化開始  
(新たに使用するはかり)

# 2023

## こんなとき、どうする？

迷ったときに役立つ情報が  
満載の保存版ガイドブック!



# 新たに設置する自動重量選別機

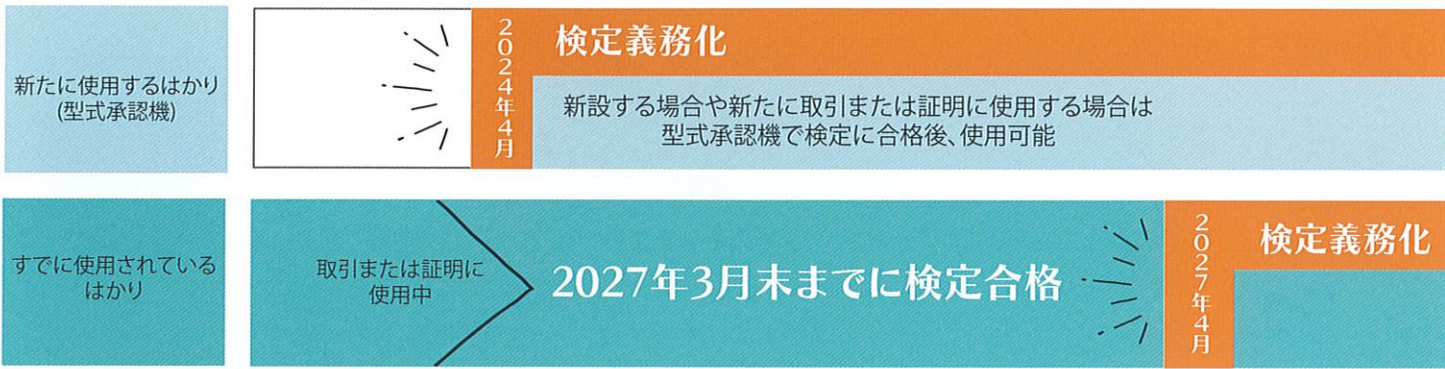
2024年4月1日以降に新設する自動重量選別機について

新たに設置し、取引または証明に使用する自動重量選別機は型式承認機を使用する必要があります。  
設置後に検定を受検し合格後、使用可能になります。

# すでに使用されている自動重量選別機

2027年3月末までに検定を受検し合格する必要があります。

老朽化したものは不合格になるリスクがありますので、事前点検を推奨します。



2024年3月31日までに取引または証明に使用している自動重量選別機は  
2027年3月31日までに初回検定を受ける必要があります。

# 検定対象となる自動重量選別機

- ・目量10mg以上で目盛り標識数(目量数)が100以上であること
- ・ひょう量が5kg以下であること
- \*ひょう量5kg超えの自動重量選別機は検定の対象外となります。



# 検定費用について

検定費用は検定手数料+諸経費(交通費、出張費等)となります。

<参考>計量法関係手数料令 (2021年8月1日施行)

\*夜間・休日などの場合は割増料金となる場合があります。

| ひょう量   | 検定手数料     |
|--------|-----------|
| 600g以下 | 56,700円/台 |
| 600g超え | 60,700円/台 |

検定作業時間目安

- ・既使用はかり:1~2時間程度
- ・新規はかり:2時間~半日程度

\*検定当日は生産がない日を選定ください。

日本全国の検定に対応いたします!



## 検定対応のオートチェッカ一覧

**Yamato** では幅広いタイプのオートチェッカ(自動重量選別機)をご用意しております。

<小容量タイプ>

| CSIシリーズ | CSI06LW | CSI12LW | CSI22LW | CSI30LW |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| ひょう量(g) | 600     | 1,200   | 2,200   | 3,000   |

| CSJシリーズ | CSJ06L | CSJ12L | CSJ22L | CSJ30L |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| ひょう量(g) | 600    | 1,200  | 2,200  | 3,000  |



<中容量タイプ>

| CMIシリーズ | CMI06LW | CMJシリーズ | CMJ06L |
|---------|---------|---------|--------|
| ひょう量(g) | 5,000   | ひょう量(g) | 5,000  |

製作納期については弊社営業にお問合せください。

## 検定の依頼先と受付時期

**ご注意ください!**

既に使用されているはかりの検定が義務化される2027年3月末直前は**検定の依頼が集中**することが予測されます。

- ・検定は指定検定機関(大和グループ検定機関)にご依頼願います。
- ・指定検定機関(大和グループ検定機関)で他のメーカーの検定もできます。
- ・検定が義務化される2027年3月末直前は検定依頼が集中することが予測されますので、余裕を持った受検計画をお願いいたします。



# 最新情報はこちら

計量制度見直しの最新情報

Check!



経済産業省計量行政室(計量制度見直し)

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno\\_infra/000\\_keiryou\\_minaoshi.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/000_keiryou_minaoshi.html)

## よくある質問

Q:取引または証明に該当しない例とは?

A:商品の製造工程管理に係る計量その他内部的な行為であって、業務上その結果が他人に表明されない計量や、社内におけるデータ蓄積を目的として行われる計量のことです。

Q:検定は何年おきに受けなければいけないの?

A:自動捕捉式はかりの検定の有効期間は2年間です。

また、有効期間満了の1年前より後続検定の受検が可能です。

\*ただし、適正計量管理事業所が使用する自動はかりの有効期間は6年間です。

Q:検定有効期間中に修理を受けたのですが…

A:再検定を受検して合格する必要があります。

大和グループ検定機関では、急な修理を受けた場合でも速やかに対応できる体制を構築しております。

Q:違反した場合はどうなるの?

A:原則として6ヶ月以下の懲役、もしくは50万円以下の罰金が課せられます。

Q:検定の対象外となる自動重量選別機(ひょう量5kg超え)は、取引または証明に使用できますか?

A:特定計量器に該当するため取引または証明に使用することは可能です。ただし、検定の対象外となりますが、正確計量の努力義務(法10条)を遵守し、計量結果の正確性をユーザーが自ら管理し、実証していく責任があります。

## お問合せ先はこちら

弊社相談窓口



本資料に関する技術的なご相談窓口

078-918-5544 自動機器開発課



メールによるお問合わせ

[hanki@yamato-scale.co.jp](mailto:hanki@yamato-scale.co.jp)



自動捕捉式はかりの検定に関するご相談窓口

078-918-6605 大和グループ検定機関



[verification@yamato-scale.co.jp](mailto:verification@yamato-scale.co.jp)

URL : [yamato-scale.co.jp/support/verification/](https://yamato-scale.co.jp/support/verification/)

お気軽にご相談ください